

暮らしを守る仕組み（小さな拠点）づくり促進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、暮らしを守る仕組み（小さな拠点）づくり促進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、地域の安全安心な暮らしを守るために必要な機能を維持し、持続可能な地域の活性化を図るため、中山間地域の集落や地域住民が連携して取り組む小さな拠点づくりについて、小さな拠点づくりの立ち上げの取組や機能の拡充、持続的な運営及び若い担い手の育成を目的として交付する。

（定義）

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（1）中山間地域

- ア 鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例（平成20年鳥取県条例第63号）第2条第1項に定める地域（以下「条例指定地域」という。）。
- イ 条例指定地域に隣接し、かつ、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条に定める過疎地域の人口要件に該当し、市町村があらかじめ県へ協議して、県が登録している地域。

（2）小さな拠点づくり

小学校区など、複数の集落で構成される基礎的な生活圏において、住み慣れた地域に安心して暮らし続けることができるよう、住民同士の話し合いを通じて暮らしを守るための仕組みづくりの実践に取り組むこと。

（3）広域的な地域運営組織

小学校や地区公民館単位など集落単位を超えた広域的な地域の単位で地域課題解決に向けた活動を行う地域運営組織で市町村が認める団体。

（補助金の交付）

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）について、次に掲げる市町に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

（1）補助事業を行う市町

（2）別表の第2欄に掲げる者に対し、その者が行う補助事業（以下「間接補助事業」という。）に係る補助対象経費（補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費をいう。以下「間接補助事業対象経費」という。）の額について間接補助金を交付する市町

2 本補助金の額は、補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、別表の第6欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表第7欄に定める額を限度とし、千円未満の端数が乗じた場合は、これを切り捨てた額）以下とする。

3 前2項の規定にかかわらず、本補助金以外の規則に基づく補助金及び交付金の交付対象となる事業については、本補助金は交付しないものとする。

4 本補助金の事業実施期間は次のとおりとする。

- （1）取組支援事業 単年度とする。
- （2）担い手育成支援事業 3年を上限とする。

5 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、

原則として県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請時期は、原則として、事業開始の20日前までとする。ただし、市町の予算措置がされていない場合は予算決定後速やかに申請するものとし、4月1日を補助対象とする場合は4月10日までに申請するものとする。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとし、所管の地方機関に提出するものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第7条 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、第4条第1項に規定する間接補助金(以下「間接補助金」という。)を交付するときは、その交付を受ける者(以下「間接補助事業者」という。)に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定(これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次の各号に定めるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
 - (2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更
- 2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第9条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。
 - (1) 間接補助事業に係る前条第1項に定める変更
 - (2) 間接補助事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第10条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と、当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。ただし、本補助金の全額が概算払いにより交付された場合にあっては、交付決定年度の翌年度の4月20日とする。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、必要がある場合は、第6条第2項に定める交付決定通知で別に定める。
 - (3) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日とする。
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第3号によるものとする。
 - 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、間接補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払い)

第12条 補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者を支払わなくてはならない。

(事業実施の後の状況報告等)

第13条 知事は、必要に応じ、補助事業者又は事業実施主体に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者及び事業実施主体は、知事からの報告の求め又は調査に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業実施後の状況報告については、知事が別に定めるところにより実施する。

(雑則)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、暮らしを守る仕組み（小さな拠点）づくり促進事業費補助金実施要領に定めることとし、そのほか必要な事項については地域づくり推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 市町負担	5 間接交付主体	6 県補助率	7 県補助限度額
取組支援事業	(1) 市町 (2) 広域的地域運営組織（準備段階の組織を含む）又は市町長が同等と認める団体等	小さな拠点づくりを担う広域的な地域運営組織づくりに係る取組及び新たな小さな拠点づくりの立ち上げに係る取組に必要な次の経費 ア 計画策定等の検討に係る経費 イ 研修、専門家招へい等に係る経費 ウ 試行に係る経費（事業費1,000千円未満の工事代、500千円未満の備品購入、アルバイト賃金、印刷製本費、使用料、需用費等） エ その他事業実施に必要な経費	3分の1	市町	3分の2	1拠点当たり 1,000千円 なお、1拠点当たり一回限りとする。
担い手育成支援事業	広域的な地域運営組織（準備段階の組織を含む）又は市町長が同等と認める団体等	中山間地域において、地域の活動拠点を活用した取組で、地域課題の解決に向けた取組を行うなど小さな拠点づくりに取り組む団体が、活動に従事する担い手（次世代リーダーとして概ね60歳以下とする）を雇用・確保して育成するのに必要な次の経費 ア 担い手の人件費及び活動費（給料・社会保険料・旅費等） イ 担い手に対する研修等に必要な経費（受講料、旅費、賃金、需用費、使用料、燃料費等） ウ 地元での研修会、イベント開催等に必要な経費（講師謝金・旅費、印刷製本費、使用料、需用費等） エ その他事業実施に必要な経費	2分の1	市町	2分の1	1拠点当たり 1,500千円／年 なお、事業開始から3年間を限度とする。

注 次に掲げる経費は補助対象としない。

- (1) 食糧費（研修会講師等の昼食代等は除く）、(2) 公課費、(3) 車両購入費、(4) 事業実施主体構成員への謝金・人件費、(5) その他補助することが適当と認められない経費は除く。